

3. その他の支援措置について

離島航路における地方自治体による支援の実態について

支援の内容	支援対象航路件数	国庫補助対象別		備 考
		対象	対象外	
船舶建造資金補助等	34航路	対象	25航路	財源については、一般財源、一般債、過疎債、辺地債、合併交付金等が充てられている。なお、辺地債については地方交付税から8割、過疎債については7割が措置されている。
		対象外	9航路	
運転資金の融資等	24航路	対象	16航路	財源については、地方自治体の一般会計、一般債が充てられている。
		対象外	8航路	
その他	16航路	対象	6航路	定期船の救急搬送対策に特別地方交付金。待合所バリアフリー化助成に市の一般会計、観光クルーズ助成に市の一般会計が充てられている。等
		対象外	10航路	

1. 調査対象は、平成19年4月1日現在の一般旅客定期航路事業を営む離島航路313航路について調査。
2. 過去5年(平成14年～平成18年)を基本に各運輸局を通じて聞き取り調査を行った。
3. この他に運賃補助、欠損補助等の支援を行っている事例がある。

地方公共団体独自の離島航路の維持方策の例

本土－隠岐航路の維持方策

目的 島民の生活に必要な不可欠な離島航路の維持を図るため、隠岐広域連合のフェリー購入にかかる町村負担に対し助成を実施

予算額 平成19年度予算 元利償還交付金 18,719千円
債務負担行為(平成20年度～平成30年度) 633,384千円

支援スキーム

「フェリーおき」買上げ
20億円(船価19億 消費税等)

負担金20億円
過疎債充当(町村実負担3割)

隠岐広域連合

隠岐島4町村

指定管理に
よる運営

元利償還助成
(町村実負担の9割)

隠岐汽船(株)

県

売却 ↑ ↓ 代金
・交付先: 隠岐の島町外3町村
・助成率: 町村の実負担額の90%

隠岐島前内航船(離島間)の維持方策

行政の運航支援

・建造費

建造費 410,000千円(過疎債100%充当)

地方交付税 70%

町村実負担 30%

県助成
20%

町村
10%

・運航費欠損額に対する支援

{特別交付税}
欠損額の80%

県
10%

町村
10%

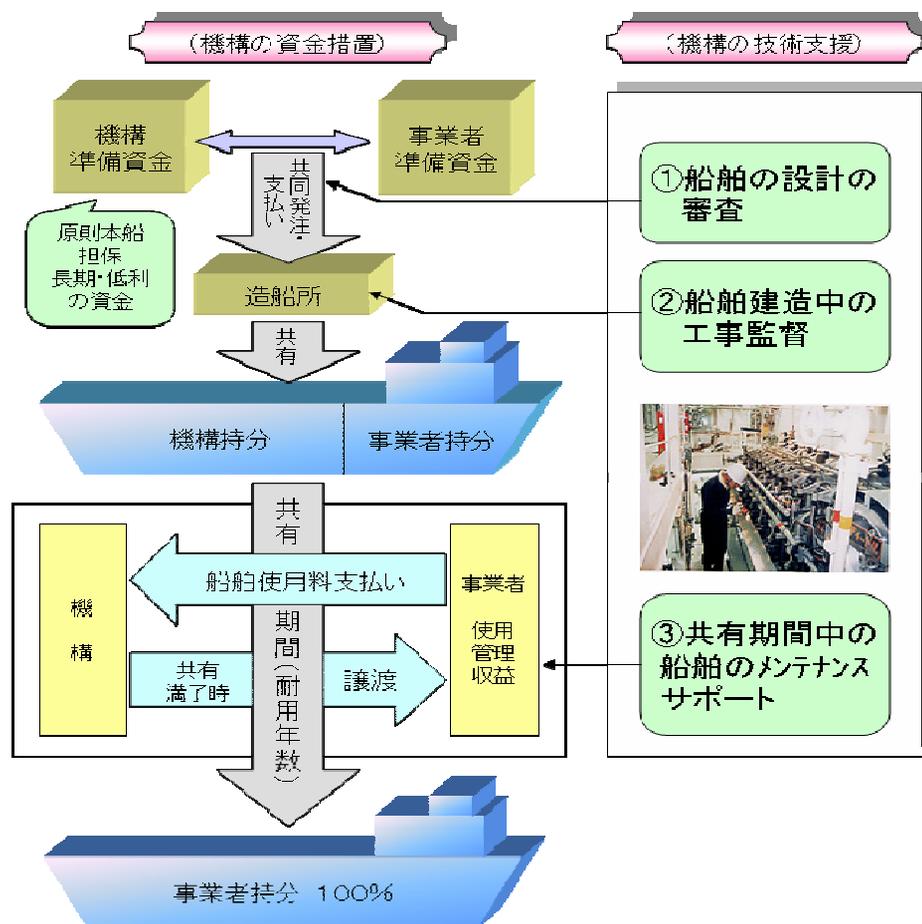
船舶の概要

区分	フェリーどうぜん	いそかぜ
定員	92人	50人
総トン数	150トン	19トン
航海速力	13ノット	28ノット

離島航路に対する共有建造制度

船舶共有建造制度の概要

- 1 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」)と海運事業者が費用を分担して船舶を共有建造
- 2 竣工後は、機構と事業との共有とした上で事業者が使用・管理
- 3 機構が負担した建造資金は、事業者が共有期間(旅客船7年~15年、貨物船10年~15年)を通じて、毎月、船舶使用料を支払う
- 4 共有期間満了時に、機構持分の残存簿価(機構分担額の10%)を事業者が機構から買い取ることにより、当該船舶の所有権が事業者に完全に移転



注) 離島航路の場合、機構の共有比率は上限90%。

地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額
3,000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)

協議会

市町村

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

等

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

うち協議会が実施する事業

地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)

- (例)
- 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
 - ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
 - ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化等のための実証運行
 - ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航 等
 - 車両関連施設整備等
 - ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停待合環境整備、デマンドシステムの導入 等
 - スクールバス、福祉バス等の活用
 - 乗継円滑化等
 - ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進、ボランティアセンター設置・運営 等
 - 公共交通の利用促進活動
 - ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
 - 新地域旅客運送事業の導入円滑化
 - その他地域の創意工夫による事業



- ・協議会の参加要請応諾義務
- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

策定支援

取組支援

新支援制度による支援

< 補助率等 >

「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費
定額

総合事業計画に定める事業に要する経費

・実証運行(運航) 1 / 2

・実証運行(運航)以外の事業 1 / 2 ()

()政令市が設置する協議会の取り組む事業 1 / 3

< 制度の特徴 >

【計画的取組の実現】

- ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能

【協議会の裁量確保】

- ・事業をパッケージで一括支援
- ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施

【地域の実情に応じた支援の実現】

- ・地域の実情に応じた協調負担の実現

【事業評価の徹底】

- ・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

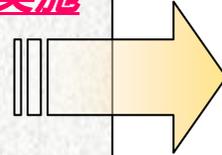
離島観光振興を核とした交流人口の拡大による離島航路の活性化に関する調査

離島航路(特に離島間航路)の活性化には、離島に関わる複数の県や市町村が一体となった観光振興により本土と離島、離島周遊の交流人口の拡大、即ち需要の喚起を図ることが必要。

離島に関わる複数の県や市町村が一体で調査を実施

地方運輸局等

離島航路等
(交通)事業者



複数の県
複数の市町村

離島と本土、特に、離島周遊の観光振興、需要喚起のためには、多くの県、市町村の連携が必要

旅行事業者等
と旅行者(モニター)

離島周遊観光等に対する国内外の旅行者の反応とニーズに的確に応えていくことが必要

離島周遊観光など、様々な離島の観光振興、賑わい創出の方向性や取組をとりまとめ

観光振興、交流人口・需要の拡大に関連するハード・ソフトの様々な事業に展開

モデルとして、他の離島地域へ普及

平成19年度選定地域

基本的に、複数の島を回遊するコースの構築、通年性の需要開発に努力

- 五島列島(長崎県) : 世界遺産暫定登録された五島列島の教会群の回遊型。トライアスロン大会の開催も検討。
- 見島、相島、大島(山口県) : 和牛のルーツ見島牛、大尻、バードウォッチング等による通年需要の確保、萩との周遊観光コース化
- 田代島、網地島(宮城県) : 集客力のあるマンガアイランド施設と体験交流型。バリ島をイメージに重ねJRが全国でPR
- 粟島(香川県) : 国内唯一のカナダ式キャンプ、カナダ人との対外交流型。旧海員学校の利活用による集客